湖西市教育委員会告示第13号

湖西市部活動地域連携・地域移行推進協議会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年10月1日

湖西市教育委員会
教育長　松山　淳

湖西市部活動地域連携・地域移行推進協議会設置要綱の一部を改正する要綱

湖西市部活動地域連携・地域移行推進協議会設置要綱（令和5年湖西市教育委員会告示第20号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

湖西市部活動地域展開等推進協議会設置要綱

第1条中「次条」を「次条及び第4条」に、「地域連携及び地域移行」を「地域展開等」に、「湖西市部活動地域連携・地域移行推進協議会」を「湖西市部活動地域展開等推進協議会」に改める。

第2条第1号中「地域連携及び地域移行」を「地域展開等」に改める。

第3条第2項第2号中「スポーツ事業団体関係者」を「スポーツ団体関係者」に改め、同項第3号中「文化事業団体関係者」を「文化団体関係者」に改める。

第4条中「地域連携及び地域移行」を「地域展開等」に、「し、再任を妨げない」を「する」に改め、同条ただし書中「補欠の委員」を「委員がその任期中に委員でなくなった場合において、その委員に代えて新たな委員を委嘱したときの当該委員」に改める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。